

会議名称		令和5年度第2回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
日時		令和5年11月1日(水) 14時00分から16時00分まで
場所		杉並区役所 第3・4委員会室(中棟5階)
出席者	委員	佐藤慶浩会長、宇田川通宏委員、内山誠委員、恵羅明子委員、曾山恵理子委員、手島広士委員、山崎正博委員、宇田川ゆうじ委員、おおつき城一委員、奥山たえこ委員、小池めぐみ委員、安田マリ委員、浅見雄輔委員、細川えみ子委員、堀部やすし委員(オンライン参加)
	実施機関	毛利区民課長、佐藤教育人事企画課長、古林済美教育センター所長、加藤統括指導主事
	事務局	武井デジタル戦略担当部長、黒澤情報管理課長、倉島情報システム担当課長
傍聴者		0名
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 令和5年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録(案) ・資料2 令和5年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項 ・資料3 住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会報告事項 ・参考資料(杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表)
	当日	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・答申文(案)
【会議内容】		
<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 令和5年度第1回審議会 会議録の確定について…資料1 3 令和5年度第2回審議会 報告・諮問事項について…資料2 4 住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等 情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等…資料3 5 その他 6 閉会 		
報告・諮問事項審議結果一覧		
報告第6号	個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について	報告了承
諮問第2号	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等	決定
諮問第3号	情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等	決定
一般報告	区立子供園及び区立学校の指導要録の紛失について	報告了承
一般報告	メール送信時のあて先誤設定について	報告了承
一般報告	マイナンバー関連事業に対する区の取組状況について	報告了承

会長	本日は御多用の中、当審議会に御出席いただきありがとうございます。ただいまより、令和5年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。初めに連絡事項について事務局からお願いいたします。
デジタル戦略担当部長	本日の会議は、堀部委員がオンラインで参加しております。次に、氏橋委員、小林委員の2名の方から、本日御欠席の連絡を頂いております。続いて、本日の審議会進行に当たっての留意点について、情報管理課長から説明させていただきます。
情報管理課長	それでは、会議の開始前に審議会進行の留意点を確認させていただきます。発言者を明確にするために、発言をなさる委員は挙手をして会長の指名を受けてから発言してください。また、名乗った上で御発言をお願いいたします。オンラインで参加されている委員におかれましては、発言時以外はマイクをミュート状態にさせていただくようお願いいたします。
会長	それでは議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますように、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、資料1の令和5年度第1回の会議録についてですが、まず、事務局から修正や補足説明はありますでしょうか。
情報管理課長	修正、補足説明等は特段ありません。
会長	それでは、委員の皆様から会議録につきまして、訂正箇所、御意見等がございますか。
(意見等なし)	
会長	ないようですので、令和5年度第1回の会議録については確定とさせていただきます。 次に、次第の3に移らせていただきます。報告・諮問事項の審議に入ります。会議次第の裏面、報告・諮問事項の一覧の順に従って審議をしてまいります。報告第6号「個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について」につきましては、前回、第1回審議会で経緯を御説明しましたとおり、本年4月に改正個人情報保護法が施行されたことにより、昨年度まで当審議会に個別に報告・諮問されていた個人情報の取扱いに係る類型的な案件について報告・諮問することができなくなったため、個別の業務における個人情報の取扱いについての審議ではなく、個人情報の取扱いに関して、杉並区が設置しております、杉並区のデジタル・セキュリティ部会が実施した自己点検の取組状況を審議会に報告していただくものです。それでは、報告第6号について事務局から説明をお願いいたします。
報告第6号	
情報管理課長	(案件について説明する。)
会長	ただいまの説明について、まず御質問を伺って、その後に御意見を頂こ

	<p>うと思います。前回お伝えしておりますように、個別の案件そのものは御質問があってもいいのですが、御意見については、この部会が行っている点検内容そのものに関しての御意見は出せるという形になりますので、最初は御質問を広く受けたいと思います。質問があれば挙手をお願いいたします。</p>
奥山たえこ委員	<p>気候区民会議について、動画を撮るわけですが、その場合には容貌や声も保存して、公開されるのでしょうかけれども、そのことを参加する方に了承は頂くことになっているのでしょうか。部会では話が出たのでしょうか。この会議は手を挙げて応募する人もいるだろうけれども、無作為で参加しませんかと呼び掛けられて参加する人もいます。そういう人は会議の様子が動画として公開されることに戸惑うかもしれません。だから、募集するときにはそういうことはきちんとっておかなければいけないと思いますので、そこを確認させてください。</p>
情報管理課長	<p>会議の参加につきましては、動画を撮ることがあること、容貌や容姿、音声記録される可能性があるということについて、御理解を頂く、確認をするということで所管から聞いています。</p>
奥山たえこ委員	<p>軽自動車税について、根拠法令は地方税ですけれども、国税徴収法の141条かなと思うのですが、その相手方は、通常は金融機関とか、つまり滞納者の財産を保管している所だと思うのですが、これからはクラウドサービスが途中に入るわけなのですかけれども、このクラウドサービスは法令の手続で言うとうどん立場にあるのでしょうか。杉並区ではないですね、銀行でもないですね。どういう立場があって、つまり、ここを機微な情報が通過するわけですが、法令根拠を教えてください。</p>
情報公開調整担当係長	<p>今回のクラウドサービスによって、預貯金照会をすることにつきましては、電子化するということに関しての根拠法令はございません。今までは紙で行っていたことを電子化することについて、特段の法令の定めというのはないと聞いています。</p>
奥山たえこ委員	<p>法令の定めがないわけですが、そこを通過するわけですね。</p>
情報公開調整担当係長	<p>通過することについての特段の法令根拠はないというお答えになってしまいます。こちらの預貯金照会システムにつきましては、令和4年度の第1回ですか、審議会において、既に課税課や介護保険課の他の業務でも審議会に諮問させていただいておりまして、こちらで決定も既にしていただいている案件です。</p>
奥山たえこ委員	<p>その審議会には私も参加していました。そのときはここまで聞かなかったのですが、今私が聞いたことについては、それなりの検討がなされているはずですが、杉並区の答弁はもうそこで終わりですか。つまり、前に審議会を通りました、そしてデータを渡すことになっているのですという、それが公式な答弁ですか。</p>
情報公開調整担当係長	<p>この件につきましては、主管課に明確な法令根拠等があるのかということ</p>

	<p>ころも含めて、もう一度確認させていただきまして、後ほど御回答させていただきたいと思います。</p>
奥山たえこ委員	<p>最初に、法令根拠はないのですということから始まったのですよ。ないのだけれども、事実上そうしているということでしょう。今の時点で、杉並区としては確定した答弁は出るはずですよ。</p>
情報公開調整担当係長	<p>失礼しました。私のほうで、令和4年度の審議会で通していただいているというところで、不確定なままで発言してしまいましたので、こちらの最初の答弁というのは取消しをさせていただきまして、改めて主管課に確認させていただきたいと思います。大変失礼いたしました。</p>
奥山たえこ委員	<p>その主管課の確認したものは、いつどのような形で私たちには頂けるのでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>主管課に確認させていただいた結果につきましては、委員の皆様は審議会が終わった後に余り時間を空けずに共有させていただきたいと思っております。</p>
奥山たえこ委員	<p>これはかなり根幹に関わることで、その答弁が出てこないのは困りますので、御準備をよろしくお願いします。</p>
【質問に対する回答】	<p>預貯金照会とは地方税法の規定（第463条の27第6項等）によりその例によることとされる国税徴収法第141条の規定による質問検査権に基づくものであり、その方法は口頭又は書面（質問の内容を記録した電磁的記録を含む。）のいずれによっても差し支えないこととされています。</p> <p>預貯金照会におけるクラウドサービス及びクラウドサービス提供事業者について、地方税法及び国税徴収法上の規定はありませんが、サービス利用契約において、機密保持や個人情報保護に関する規定があり、これらの規定によって、照会データに含まれる個人情報を適切に取り扱っています。</p>
会長	<p>ほかに御質問ありますでしょうか。</p>
小池めぐみ委員	<p>気候区民会議のところで再委託先が決まっているのであれば、いつから始まるのかというのを教えていただきたいのと、再委託の禁止という所にチェックが入っていない報告が何件かあるかと思うのですが、軽自動車税のほうでは自己点検表の委託先に講じさせる措置内容の担保の所で、委託先と再委託先が交わした個人情報の取扱いに係る書面の写しを区に提出させるといったことが考えられるというふうになっているのです。この提出させることが考えられるというのは、これは決定しているわけではないということなのですか。これは、ほかの再委託が禁止されていないことにも、全てに通じることなのかどうかお聞きします。</p>
情報管理課長	<p>まず冒頭の御質問ですが、この気候区民会議の事業者選定については、明日11月2日から事業者選定の申込受付を始め、11月30日を締切りとすると確認していきまして、事業者が決定するのが年明けの1月下旬頃と所管から聞いています。</p> <p>続けて委託と再委託の問題ですけれども、区としては原則、再委託は禁</p>

	<p>止としています。その理由ですけれども、委託先が業務を全て丸投げをしてしまう可能性があるということ、また、委託、再委託と続いていった場合に、責任の所在というものが曖昧になってくるということも考えられると思います。ただ一方で、委託先が個別の業務については、再委託を専門業者にしたほうが効率的、効果的といったような場合もあるかと思しますので、例外的に再委託をし得る場合もあるものと考えています。</p> <p>この気候区民会議の案件についてなのですが、まず所管が考えているのは、委託先には、この気候区民会議に参加された方々から、いろいろな意見であるとかアイデアを引き出したいといったところで、事業者の企画運営能力を大きく見ているという話がありました。では、再委託をする場合はどういう場合かという、どの事業者が選定されるかは多分これからになるので分からないのですが、例えば動画編集であるとか、あるいは実際の会議の進行のファシリテーションといったようなことについては、受託した事業者がノウハウを余り有していない場合も考えられるので、そういった場合は再委託をすることがあるというような話がありました。それで再委託の禁止の所に○が付いていないという理由になります。</p> <p>また委託先と再委託先で、当然いろいろな情報が受け渡されてということで、個人情報を受渡しは大丈夫なのかという点で、自己点検表の中には委託先、再委託先は文書でどのようなやり取りをするのか確認をする、これももちろん1つあるかと思えます。こういった文書で提出させるということが1つ方法としてあるのですが、当然区側も、再委託先であっても区の業務が委託されていることには変わりはありませんので、間接的な管理監督責任というのはあるのだろうと理解していますので、そこはしっかりと何らかの形で確認をしていく必要があると考えています。</p>
会長	ほかに御質問ありますでしょうか。
細川えみ子委員	前回お話があったのかもしれませんが、このデジタル・セキュリティ部会のメンバーについて教えてください。
情報管理課長	デジタル・セキュリティ部会の構成員ですけれども、区の職員でありまして、管理職級の職員と、あとは個人情報保護であるとか情報の取扱いというところに知見を持った職員で構成されています。具体的に申し上げますと、政策経営部企画課長、総務部総務課長、区民生活部管理課長、保健福祉部管理課長、子ども家庭部管理課長、都市整備部管理課長、環境部環境課長、教育委員会事務局庶務課長が管理職のメンバーです。その他部会長が特に認める者、部会長は政策経営部のデジタル戦略担当部長を部会長としています。部会長が必要と認める者6名以内ということで、先ほど申し上げた情報管理に知見のある職員で構成しています。
会長	ほかに質問はありますでしょうか。
奥山たえこ委員	参考資料の45ページになりますけれども、私の認識ではマイナンバーは戸籍情報とは直接にはつながってなくて、ただし住民票から戸籍の附票というのはつながっていますから、そこをたどることによって戸籍を特定

	<p>することはできると思っていました。今回、親子関係が入るということは、マイナンバーから親子関係が、それぞれの人の身分事項が、つながりが分からないはずだったのだけれども、今回親子関係が分かるようになるということは、身分事項もたどれるようになったと、そういうことでしょうか。</p>
住民情報担当主査	<p>電算入力記録票の項目が情報提供ネットワークでやり取りされることになります。戸籍自体にはマイナンバーを振りませんが、情報提供ネットワークの中でのやり取りというのは発生します。今まで戸籍謄本等を窓口で出していたものが、情報提供ネットワークでやり取りできるようになるというものになっています。</p>
奥山たえこ委員	<p>戸籍の添付が必要なくなるということですか。</p>
住民情報担当主査	<p>参考資料 46 ページの別紙 1 の事務で必要であった戸籍謄本等の戸籍の証明が不要になります。参考資料 49 ページの下の所にやり取りする情報のイメージの記載があります。下の図の所で今までとこれからとありますけれども、今まで添付していた戸籍の証明関係が、これからは不要になるというものになっています。本籍地というのはこのデータの中には含まれておりません。本籍地というのは、かなり機微な情報というところもあります。今までは、戸籍謄本に本籍地というのは紙で出せば当然出っていたのですけれども、親子関係とか手続に必要な情報が見られるようにという、今回の手続においては不要な情報なので載せていません。</p>
奥山たえこ委員	<p>今までの紙の戸籍ですと、キーになるのは本籍地とそれから戸籍筆頭者。それが分からないと、自分の戸籍にはたどりつけないという仕組みだったと思うのですが、これからはマイナンバーがあれば、本籍地の番地等は忘れていても、何県何市ぐらいの情報で自分の戸籍たどりつくことができるのですか。</p>
住民情報担当主査	<p>今回の情報連携につきましては、全国の自治体の戸籍の情報を法務省が集めて、そこでまとめて情報提供ネットワークに副本として登録することになります。各自治体、例えば杉並区で障害者関係の手続で戸籍の情報が必要となった場合は、情報提供ネットワークの端末から法務省に照会をかけて情報をもろうということになります。その過程で本籍地というのを知ることなく、必要な情報を収集できるようになります。</p> <p>一般の区民の方が戸籍謄本を例えば銀行に出すとか、そういったことで取得するという場合には、窓口ではやはり本籍地それから本籍地の番地等、筆頭者を明らかにした上で取得するといったところは変わらないという状況になっています。</p>
奥山たえこ委員	<p>今現在も、法務省はいろいろな戸籍の異動があったときに、その副本を自治体とは別に保存しているわけですが、今おっしゃった副本のデータというのは新たなデータベースみたいなものを法務省が作って、どこかに保存しておく、そういうことになるのでしょうか。もしそうだとすると、そこから漏れたりすると怖いという気がするのですけれども、どういう仕組みになっているのですか。</p>

住民情報担当主査	法務省の連携のシステムの細かいところについては、区として把握していない部分もありますけれども、戸籍情報の連携システムというものが構築されました、そこに法務省が今回の副本のデータをアップロードするというものになっています。
会長	ほかに御質問ありますか。
堀部やすし委員	<p>2点ほど質問させてください。1点目は自己点検案件番号17についてです。区内事業者等への支援についてということで、これは光熱費補助の件と思いますが、参考資料の33ページの個人情報登録票を見ていると、個人情報の記録の内容に、性別、生年月日、契約者との関係、住所等の異動情報、光熱費の使用状況が新たに追加されています。この件でなぜ性別を追加しなければならないのか、この辺りを少し御説明いただきたいと思います。</p> <p>2点目です。自己点検案件番号18です。自転車用ヘルメット購入助成事業についてですが、参考資料の38ページの個人情報登録票を見ていると、個人情報の収集方法として、本人のみの所に○が付いています。しかし、これは本人以外から収集するケースというのは全くないものなのでしょうか。これは今日からスタートしていると思いますが、同居家族の分も含めていろいろ扱ったりということがあったかと記憶をしていますが、この辺りはどのように整理すればよいのか、御教示いただければと思います。</p>
情報管理課長	<p>2点御質問いただきまして、1点目の光熱費助成で性別がなぜ必要かということかと思うのですが、こちらの申請手続の際に住民票を提出資料として出していただくということで聞いておりまして、その住民票の記載項目の中に性別欄がありますので、性別が入っていることになります。</p> <p>2点目の自転車用ヘルメット購入助成事業のお話です。こちらは本人以外からはその可能性はないのかということなのですが、こちらの助成事業は始まっていて、御本人が自転車屋等に行って、この助成を受けたいという手続をするときに、本人確認資料を見せることはあります。そこで本人情報が出てきますが、そこで本人以外ということが出てくる可能性は基本的にないということで、本人の所に○をしているということです。</p>
堀部やすし委員	ただいまの自転車用ヘルメットの購入助成事業についてですが、御本人はもちろん分かるのですが、同居家族の分もまとめて申請をすることは可能だったと思います。そうすると今の御説明でいくと、例えば利用者本人の明示の事前承諾がないまま同居家族が購入をすると。要するに、同居家族の証明書を持って行って、例えば保護者の方が申請をするという事例というのは、どう整理して考えたらいいのでしょうか。
情報管理課長	私のほうで先ほどお答えしたのが、御本人が店に行ってしまうということを前提にお答えをしておりましたが、確かに御本人が家族、皆さんの分をまとめてお一人で行って手続ということは、可能性としてあり得るのかと思います。その場合、こういった対応になるのかということについては、我々

	<p>のほうも所管とそこまでの整理ができておりませんでしたので、そこは所管に確認をさせていただいて、場合によっては本人の所には○をしておりますが、本人以外の所も○になる可能性もあるのかどうかということも含めて、ここは整理をさせていただき、その確認の結果については、皆様に共有をさせていただきたいと思います。</p>
堀部やすし委員	<p>確か今日から始まっていたと思いますので、もうスタートしてしまっているものをどうなんだという、そのような思いもありますが、一応、御確認を頂いて、後ほど皆さんにも御報告いただければと思います。</p>
【質問に対する回答】	<p>個人情報の取扱いに当たり、申請行為については代理人からの申請であっても、本人の意思に基づいて行っているものとみなし、本人収集に当たるものとしているため、「本人」のみの「○」となっています。なお、本人からの委任に係る書面の要不要については、法令等に根拠がある場合を除き、事業主管課において判断するものと考えております。</p>
会長	<p>ほかに御質問ありますか。御質問がなければ、意見に移りたいのですが、意見は今の質問で出てきたやり取りからまず消化していきたいと思いません。お手元の資料2の7ページに類型表があるわけですが、今、出された御質問とか気になったことが、類型表のチェック項目の中にあるかないかです。なければ、ここの類型項目を増やして、次回のデジタル・セキュリティ部会の点検の中でそのことを加えていただくことが、当審議会が指摘できる事項になります。今、私が聞いていた限りでは、類型そのものとしては、特に不足はなかったです。ただ、深掘り度が足りないところがあったのかと思われます。</p> <p>あとは、「委託先に取り扱わせる妥当性」という所があります。ここが「委託先に取り扱わせる妥当性」だと、委託することはありきで、そこが取り扱う妥当性のような感じもするので、「委託業務とする妥当性」等にすると、先ほど御質問のあったところがもう少し明確になるのかと思われます。</p> <p>ただ、実際に今日の御報告内容から見ると、委託先ありきでやっているというよりは、そこもやっていただいていますので、内容としてはいいのですが、内容がしっかりしているのであれば、ここを「委託業務で取り扱う妥当性」等の形にすると、より具体的になると思われますので、表現を変えていきましようかね。</p> <p>ほかは、御指摘いただいた所は、横にずっと見ていったときに、少し○が足りなかった箇所があるのかもしれないです。</p> <p>先ほどの対応不要16番、軽自動車の所は対応不要になっていますが、デジタル・セキュリティ部会でも確認していただいたという回答でしたので、本来は16番は対応は不要なのだけれども、質問事項としては上のほうのどこか該当する場所に○が本来はあったと。ただ、実際やっていたけれども、この表には書き込まなかったということだったと思いますので、次回からこの表を改善していきたいと思います。</p> <p>当部会ができるところは、類型のところですよ。ですから、次回以降も御</p>

質問があるときには、自分の質問はこの類型の中に当てはまっているのかを気にしていただいて、自分が質問しようと思ったことが、この類型にないといったときが、いよいよこの審議会の出番でして、ここの所の類型にその項目を追加していく形になりますので、そのところを次回以降、御質問の後に御意見を伺うときに、例えば何番の項目に対して類型が足りないのではないかとか、あとは、何番の項目に対して類型の、先ほどのような見出しの表現が分かりにくいのではないかを、この審議会で御意見いただければと思います。ほかにもし御意見がなければ、大丈夫でしょうか。

あとは、前回御説明したのですが、この審議会では、今回、デジタル・セキュリティ部会にやっていただいた内容を報告していただいています。本来、この場で今日出てきた参考資料をこの審議会に提出していただいて、これに対していろいろな質問や意見を出していましたということも昨年度までやっていて、それを今回、今年から法改正でデジタル・セキュリティ部会という杉並区の中の部会の中で点検していただき、その結果をここに報告していただいて、セキュリティ部会での点検内容が妥当であるかを、この審議会が指摘をするという形の構図になっています。その関係で、従来からこの審議会にいる方は多分、今日の御報告は理解していただけたと思うのですが、どうでしょうか。今年度初めて委員になられた方からすると、かなりの速度だったのかと思われれます。昨年度までの審議会で、今日の参考資料ぐらいの数があると、多分2時間半ぐらいで審議していたことを、先ほど時間を見ていたら20分で報告していただいたので、単純計算で6倍速か7倍速で流れていくので、大変かとは思いますが、次回からは、今どの箇所を見ていて、どういう順番でやっているのかも、私のほうで最初に御説明したいと思しますので、今回は早送りで見た感じがするかもしれませんが、昨年度までの審議会に参加されていた委員の視点としては問題はなかったのかと思っています。

あと、引き続き私のほうで意見として申し上げますと、この方式を考えたのは昨年度末で、それから実際に前回、1回目にやってみたわけです。今回、2回目となりました。

案件をデジタル・セキュリティ部会を通じて間接的に内容を確認するというところが、これで本当に有効になるのかというところは不確かだったわけですが、今日の御報告を聞いて私が思うには、従来ですと、この審議会で報告を頂いて、意見を出すと、簡単に言うと宿題を預けて帰っていただく形になるのです。だから、宿題が結果的にどうなったのかは、実はこの審議会では、昨年度までは見届けることはできませんでした。

ただ、今回の案件を見ると、セキュリティ部会に点検していただいて、今回もありますように、セキュリティ部会が指摘した事項を修正した後のものを御報告いただいているので、昨年度よりは見届けやすくなったのかとは思っています。

ただ、セキュリティ部会が見落とししてしまったものに関して、1回分遅

	<p>れてしまうところもあるので、一長一短なのですが、セキュリティ部会の見落としを防ぐことができれば、むしろ従来の、直接我々がここで2時間半とか掛けてやることを、セキュリティ部会でもっと丁寧に現場と沿ってやっていただいて、その場で指摘したことはその場で所管課が修正して、修正した結果をここに御報告いただいているので、その点に関して言えば、昨年度よりも良くなったという感想を持ちました。</p> <p>意見というか感想みたいになってしまいましたが、機能しなくなるかという懸念は、私のほうはなかったかと思っています。どうでしょうか。それに関して、もし御意見があれば聞いてみたいと思うのですが、お願いします。</p>
曾山恵理子委員	<p>私はこの審議会は2回目の参加なのですが、この報告事項とか、資料2と参考資料を読み合わせながら御説明を聞かせていただいて、もちろん追うことはできるのですが、資料をできればもう少し早めにお送りいただくのは難しいのでしょうか。じっくり資料を拝見する時間が確保できなかったのもう少し早めにお送りいただくと非常に有り難いです。</p>
情報管理課長	<p>確かに資料の量がかなり膨大であり、また、細かいということもありまして、なかなかまとまって見ていただくには時間も要するかと思います。資料を送るタイミングについては、資料の調整等を配慮しながら努力していきたいと思っています。</p>
会長	<p>資料を2段階で、例えばこの審議会の2週間前で、その時点である資料は一旦送ってしまっていて、その後の分は出てきたタイミングで送るなどすると、二度手間になるかもしれないですが効率的かもしれないと思いました。</p> <p>他に御意見はありますか。御意見がなければ報告第6号は了承といたします。</p>
<p>諮問第2号 諮問第3号</p>	
会長	<p>次に、令和5年度第1回の審議会で諮問を受けました諮問第2号、住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等、それから諮問第3号、情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等につきまして、部会の報告を受けたいと思います。この案件は、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第7条の2により設置した部会において審議を行うこととしまして、9月5日に開催された部会で審議が終了しています。まず、運用監視部会の部会長である私のほうから点検結果の報告をし、その後、御質問、御意見をお受けしたいと思います。</p> <p>では、部会での審議について御説明いたします。資料番号はお手元の資料3になります。1ページの点検結果ー1、「住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等の点検結果について」を御覧ください。部会では、点検内容に記載されている3点のセキュリティ対策について審議いたしました。1つ目は、チェックリストの提出についてです。部会で使用した資料は今御覧いただいている資料3の5ページ、部会資料2</p>

を御覧ください。チェックリストというのは、総務省から年に1度提示される調査表のことで、求められたセキュリティ対策の基準を満たすように、各自治体が住基ネットの運用について点検を行い、必要に応じて対策の見直しを行うことで、セキュリティレベルを維持向上させることを目的とするものです。点検結果を御覧ください。チェックリストについては、各自己点検項目について、回答内容及び回答根拠となる規程類や資料等が妥当であることを確認しております。

2つ目は、住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応訓練についてです。部会で使用した資料は6、7ページの部会資料3を御覧ください。緊急時対応訓練は、事件・事故が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、毎年度実施しています。杉並区側から、緊急時対策会議構成員の訓練と住基ネット端末を利用する職員への訓練に分けて実施すること、それから、緊急時の対応手順とそれに係る連絡体制の確認を中心に実施予定であるとの説明がありました。また、杉並区側から、講義形式での訓練に加えて、住基ネット端末を利用する職員を対象に、緊急時連絡体制に基づく連絡訓練を実施する旨の説明があり、訓練として妥当であることを確認しました。

3つ目は、住民基本台帳ネットワークシステム安全措置実施状況等に関する職員自己点検についてです。部会で使用した資料は8、9ページの部会資料4を御覧ください。杉並区では、独自の取組として、住基ネット業務に従事する職員に対して自己点検を実施しています。これは、セキュリティ対策が適正に実施されているかを確認するとともに、職員への教育方法等の問題点を把握するためです。自己点検の設問については、先日のチェックリストを基に作成されていました。また、当該自己点検結果について各部署に対し振り返りを行うこと、職員の業務におけるセキュリティ意識の向上を図るとの説明がありました。自己点検として妥当であること、それから、「杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会報告書」を踏まえた再発防止等に合わせて、設問の修正を行ったことを確認しました。

資料の1ページにお戻りください。以上の3点について、点検結果に記載したとおりであることから、総評として、区が実施する住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策について、妥当であることを確認しました。住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等の点検結果については以上です。

続いて、2ページ目の点検結果ー2、「情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等の点検結果について」を御覧ください。こちらも、点検内容に記載されている2点のセキュリティ対策について審議しました。1つ目は、情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練についてです。部会で使用した資料は10、11ページの部会資料5を御覧ください。緊急時対応訓練は、事件・事故が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、毎年実施しています。杉並区側から、この訓練では情報提供ネ

	<p>ネットワークシステムの障害が発生したことを想定し、CSIRT 構成員及び情報連携実施課への情報連絡体制を確認する旨の説明があり、訓練として妥当であることを確認しました。</p> <p>2つ目は、情報提供ネットワークシステム安全措置実施状況等に関する職員自己点検についてです。部会で使用した資料は、12 ページから最後まででの部会資料 6 になります。杉並区では、情報提供ネットワークシステム業務に従事する職員に対して自己点検を実施しています。自己点検の設問については、区の情報提供ネットワークシステム業務における情報セキュリティ対策の実施状況等を点検する内容となっており、各課の情報連携端末の設置状況に応じて設定されていることを確認しました。また、昨年度の運用監視部会の意見を踏まえて、設問の改善が図られていることを確認しました。したがって、自己点検として妥当であることを確認しました。</p> <p>資料の 2 ページにお戻りください。以上の 2 点について、点検結果に記載したとおりであることから、総評として、区が実施する情報提供ネットワークシステムのセキュリティ対策について、妥当であることを確認しました。情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等の点検結果については以上です。</p> <p>今の説明について、まず御質問から伺いたいと思います。御質問はありますでしょうか。続いて御意見はありますでしょうか。では、御質問、御意見がないようですので、諮問第 2 号、諮問第 3 号は決定といたします。</p> <p>次に、区立子供園及び区立学校の指導要録の紛失について、メール送信時のあて先誤設定について、及びマイナンバー関連事業に対する区の取組状況について、以上の一般報告がありますので、事務局から説明をお願いいたします。</p>
一般報告	
教育人事企画課長	<p>私からは、区立子供園及び区立学校の指導要録の紛失について、御報告申し上げます。概要を御覧ください。区立小学校から、自校において指導要録の確認を行ったところ、平成 20 年度の卒業生の指導要録、こちらは様式 1、学籍に関する記録でございますが、こちらの紛失が判明いたしました。9 月 6 日に、その内容の報告が済美教育センターにございました。その後、指導主事を派遣して、ほかの区立子供園並びに区立学校の指導要録の保有状況について緊急点検を行ったところ、区立子供園 1 園、そして区立学校 10 校において、指導要録の紛失が判明いたしました。こちらの指導要録ですけれども、様式 1 というのが学籍、様式 2 というのが指導に関する記録になっています。紛失の状況は表のとおり、合計で 1,307 名分の個人情報紛失したということになっています。</p> <p>裏面を御覧ください。こちらの紛失した個人情報につきましては、児童・生徒の氏名・現住所・保護者氏名等がございます。原因といたしましては、公文書の取扱いに対する意識が低かったこと、並びに校内における公文書の管理が不十分であったことがあります。加えて、教育委員会事務局によ</p>

	<p>る学校の保管体制の確認が十分でなかったこともございます。指導要録をはじめ、個人情報の管理は全ての教職員が細心の注意を払って取り扱うべきものであり、児童・生徒の個人情報が記載された書類の漫然とした取扱い、並びに整理、保管の不徹底といったことが原因だと考えています。</p> <p>この情報の漏えいの可能性ですが、子供園並びに学校における文書廃棄は、一般ごみとして排出するのではなくて、契約業者に依頼して溶解処分を行っております。今回の事案につきましても、ほかの文書に紛れた形での誤廃棄の可能性が高いと考えられます。外部への流出や漏えいは、現在のところ、確認はされておられません。</p> <p>これまでの学校・区への対応につきましては、まず、校内で徹底した捜索を行いました。現在まで発見には至っておりません。それぞれの状況によって異なりますけれども、文書の管理状況や紛失の経緯について、遡って調査を行っているところでございます。</p> <p>卒業・修了の確認についてでございますが、こちらは永久保存の卒業生台帳というものがございまして、そちらを使って卒業や修了の証明書の発行等はできますので、そちらで対応をしております。これまで紛失したものにつきましては、可能な限り復元をするように、今、学校のほうで取り組んでおります。</p> <p>関係者への謝罪と説明につきましては、10月10日、学校から各家庭に文書の郵送で謝罪と説明を行っております。また、在籍している児童・生徒、保護者に関しても、書面又はメールでおわびをしております。併せて、10日に広報課を通じて報道機関に対して情報提供を行いました。</p> <p>最後に、再発防止策でございますが、10月6日、臨時校長会を開催いたしまして、指導要録の適正な管理について、改めて教職員への周知・指導の徹底を図っております。誤ってこういった廃棄が起きないように、保存期間が過ぎた指導要録についての廃棄手順を見直したり、また、教育委員会がこれまでも点検を行っておりますが、その際に、全ての指導要録の管理・保存が適切に行われているかどうかということ、しっかりと確認してまいりたいと思っております。加えて、現在、指導要録は紙での保存になっておりますが、こちらについて原本も含めて電子保存の仕組みを今年度中に整えて、速やかに実施するよう、今、準備を整えているところでございます。</p> <p>最後になりますが、本件につきましては、対象となる卒業生や保護者の皆様、並びに区民の皆様にご迷惑と御心配をお掛けすることになり、心よりおわび申し上げます。</p>
<p>済美教育センター所長</p>	<p>私からは、メール送信時のあて先誤設定について御報告させていただきます。</p> <p>まず、概要です。令和5年10月6日夕方5時6分頃、済美教育センターにおいて、令和5年度の杉並区中学生海外留学事業に参加した生徒の保護者にメールで御連絡をする際、本来はBCCで送るべきところをTOとして送</p>

	<p>信してしまった結果、メールアドレス及び保護者氏名が当該保護者間で漏えいすることとなったものでございます。</p> <p>誤って送信をしてしまった個人情報、28 家庭に御連絡しましたので、メールアドレスが 28 名分、保護者漢字氏名が 26 名分でございます。</p> <p>原因について、担当者は、事後学習会等に関わる連絡事項を新規メールにて作成いたしました。一斉連絡のためにあらかじめ送付先を BCC 設定した送付リストをこれまでも利用しておりましたが、このメールの送信の際には、不注意により TO に設定を変更してしまいました。なおかつ、送信前に一度確認をすれば気付けたものを、その確認も不十分であったことにより、このような事態を引き起こしてしまいました。</p> <p>対応につきまして、まず、関係者への謝罪等です。メールを送信した後に、CC 等で、当センターの職員が一緒に入っておりましたので、その職員によりこの状況が発覚し、すぐに保護者に謝罪、誤送信したメールの削除依頼を行いました。併せて、その日に電話連絡も全ての御家庭に行い、同日午後 8 時 20 分に全保護者へ謝罪及び削除依頼を完了したところです。また、翌週にも連絡する内容がございましたので、それを御連絡する際に、削除いただけたかの確認をアンケート作成ツールにより行い、全保護者に削除いただけたということを確認しています。</p> <p>報道機関への情報提供ですが、先ほどの指導要録の件と同日の 10 月 10 日午後、広報課を通じて報道機関に対して情報提供を行っております。</p> <p>再発防止策について、外部の複数あて先にメールを送信する際は、あて先ごとに作成するか、複数のあて先を BCC で設定することはこれまでも確認してきたことではございますが、今回はそこが不十分であったということで、その上で、送信前に管理職又は係長の確認を受けてから送信するということを、済美教育センター全職員に周知徹底しております。学校に対して個人情報の適切な取扱いについて指導する立場にある済美教育センターにおいて、このような事態を引き起こしたことを、深く反省しております。おわび申し上げます。再発防止を徹底してまいります。</p>
<p>情報管理課長</p>	<p>マイナンバー関連事業に対する区の取組状況についてです。前回の審議会においても、マイナンバーカードと健康保険証の誤紐づけなど、いわゆるマイナンバーをめぐるトラブルについて御報告をしましたが、これに関連して、本日は大きく 2 点です。1 つは、マイナポイント事業の支援窓口、もう 1 つが、マイナンバー総点検についてということで、御報告します。</p> <p>まず 1 点目のマイナポイント事業の支援窓口についてです。マイナポイントについては、皆さん、御承知の方も多いかと思いますが、改めて申し上げますと、こちらは、マイナンバーカードの普及、また、キャッシュレス決済の利用拡大といったようなことを目的とした国の事業でして、マイナンバーカードを健康保険証や公金受取口座と紐づけることを条件に、国から最大 2 万円分のポイントが付与されるというような国の事業、取組でした。区民の方の中には、御自身でマイナポイントの申請をしたいけれども、</p>

	<p>御自分で申請を行うことが困難であるという方もいらっしゃると思いますので、そういった方々を対象として、令和4年6月から令和5年9月まで、こちらのポイント事業の実施期間でしたが、本庁舎の2階のロビーを臨時窓口として開設しまして、この間、約3万名ほどの御支援を行ってきました。</p> <p>ポイント事業が9月末で終了したことについて、今後ですが、健康保険証については、全国の医療機関やセブンイレブンに設置しているセブン銀行のATMで設定ができます。また、公金受取口座については、令和6年度以降ではありますが、全国の金融機関でこちらの設定ができるよう、国が検討を進めています。ただ、区としましては、こういった健康保険証や公金受取口座の設定などに関する御相談が、マイナポイント事業が終了した後も、断続的に寄せられることが想定されたことから、現在は、本庁舎の東棟7階に支援窓口を移設して、区民への支援を継続しているということです。なお、実績としましては、10月に入って以降ですが、1日に5人前後の方が区役所にいらっしゃる状況です。</p> <p>続いて、2点目のマイナンバー総点検です。こちらは、マイナンバーの誤紐づけというようなことが結構大きく報道されましたし、いろいろな自治体、団体等で複数発生したことを受けて、国のデジタル庁が中心となって一斉に点検を行うものです。これについては、令和5年12月の完了を目指して実施している点検作業になります。区に対応ですが、点検作業に先立って、国から自治体等に対して、実態把握調査というものがありました。その調査がどういったものかと言うと、簡単に言うと、自治体で事務処理が正確に行われているのかに着目した調査です。例えば、個人を特定する際に、氏名・生年月日・性別・住所、これは基本4情報という言い方をしますが、これをきちんと用いて確実な方法で、複数人の該当者が出てくるというようなことがない確実な方法で実施しているかなどの点検項目の調査の結果、杉並区においては事務処理の正確性は確保されているという判断が国からなされたことから、杉並区はマイナンバー総点検の点検対象とはなっていません。また、区においては、現時点においても、いわゆる誤紐づけと言いますか、そういったトラブル事案は発生していません。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、御質問はありますか。</p>
宇田川ゆうじ委員	<p>1点質問をさせていただきたいと思います。個人情報、メールアドレスの漏えいについてです。令和5年2月14日にも、中学校の臨時的任用教職員採用候補者名簿登録者120名に、同様のBCCとT0の設定間違いで、個人情報が漏えいしていて、前回の対応は、複数のあて先へメールを送る際は、あて先ごとに送信するか、BCCで送るように、全職員に対し改めて徹底を求めていますというところだったのです。今回の再発防止策は、済美教育センター全職員に口頭及びメールで周知徹底していく、何を周知するかと言うと、ダブルチェックを周知徹底していくということです。他区の状況を見ると、港区などではダブルチェックが前提になっています。今回、周知徹底を済美教育センターだけに絞ったというところが、区民の皆様か</p>

	<p>ら見ると、1部署に責任を押し付けているというか、そこだけの問題と捉えているように見えます。2月に起きた情報漏えいもあったので、このままではいけないのではないのでしょうか。他の部署、区全体としてダブルチェックをしていくような指針はないかということ、質問をさせていただきたいと思います。</p>
情報管理課長	<p>今の御質問について、メール送信時の誤送信というのは、昨年度の最後の審議会でも、同様の案件で御報告をさせていただきました。そこでも再発防止対策がうたわれたのに、今回、また起きてしまったということです。この案件については、必ずしも1部署のみの問題だとは決して考えておりません。</p> <p>この事案が判明した後、こういったセキュリティ事案やセキュリティ事故が起こった際には、全庁的な対策として、適宜、全庁職員に情報提供をするという仕組みが整っておりますので、その仕組みを通じて、きちんと緊張感を持ってやらなければいけないのは当然のこと、前提として、そもそもTOとCCとBCCの意味を理解していますかというところを、改めて資料も添付して周知しています。また、外部にメールなどを送付する際には、例えば1つには上司にきちんとチェックをしてもらう、あるいはダブルチェック、トリプルチェックをするということを周知徹底しております。そこは今後、またこういった事案が起きてしまわないように、我々としても重く受けとめて対応しているところです。</p>
会長	<p>ほかの御質問はありますか。</p>
おおつき城一委員	<p>私からは、区立子供園及び区立学校の指導要録の紛失について、3点ほど伺います。1点目が、今回の原因についてです。各学校はどのような形態で指導要録を保管しているのか、また、これには統一的な管理ルール等がないのかというのが1点目です。2点目が、関係者への謝罪と説明をされたと伺っており、対象者が1,307人ということですが、その方々からはどのような御意見があったのか。3点目が、再発防止策として、今後、電子保存化を進めていくということですが、これからのものが電子保存化になるのか、過去も遡って電子保存化し、このような紛失等を防止するのか。まず、ここについて伺います。</p>
済美教育センター統括指導主事	<p>今、委員から御質問いただいた、1点目の保管形態と管理ルールですが、各学校では鍵の掛かる金庫の中に指導要録を保存することとしています。全校でこの形で保存しています。2点目の各学校からの謝罪と説明については、学校の実態に応じて、在籍している保護者にはメール若しくは手紙等で御説明をさせていただきました。加えて、紛失した該当の卒業生や修了児に対しては、住所が残っていますので、手紙を郵送するという形を取りました。直接的に済美教育センターに何かお電話があったということはありませんが、学校によっては、該当の卒業生から「なぜ紛失したのか」など、厳しいお声があったという報告は受けています。3点目は電子保存化ですけれども、まず、今後保存していくものについては、次年度から電</p>

	<p>子保存できるように進めています。これまでのものは特に2つの様式があり、20年保存すべきものがありますので、そちらを全て電子の状態にして保存できるかどうか、これをどういった形で保存するかということもありますので、今、検討中です。</p>
おおつき城一委員	<p>ありがとうございました。もう1点、マイナンバーの関連について伺えればと思います。今の御報告では、当区についてはマイナポイントの誤紐づけ等のトラブルはなかったということです。ところが、報道等では各自治体でかなりの数が発生しています。なぜ当区ではないということになったと推測されているのか、若しくは、他自治体では、なぜこのような形が頻繁に見受けられるのかについて、当区はどのように考えているのかを伺います。</p>
情報管理課長	<p>誤紐づけが当区で発生していない理由について、恐らくどこの自治体でも同様かと思いますが、例えばマイナポイントの申請支援の際に、マイナポイントの誤紐づけという事案が起きやすいと考えています。パソコンの端末を使うときのログインとログアウトの作業、ほかの自治体で発生している例を聞きますと、一人一人対応する際に、その都度ログインとログアウトをしっかりやらなければいけなかった。ところが、ログアウトの漏れがあり、そのまま引き続き次の方の支援に入ってしまう、どういう原因かは分かりませんが、そのことが要因となって、誤った紐づけになってしまったということが、主な理由として報道でも言われていますし、私もそのように把握しています。</p> <p>当区については、昨年、マイナポイントの申請支援窓口を設置した際から、入れ替わり立ち代わりお客様がいらっしゃいますので、ログインとログアウトにそういったおそれがあるだろうということは、職員の間でも気を付けようという話をしており、そこはお一人お一人が間違いなくログインとログアウトの作業をしたということです。あとは、来庁された方にも一つ一つ画面を見てもらいながら作業を進めてきたというところがありましたので、そういった事案が当区では発生しなかったのではないかと考えております。</p>
会長	<p>ほかに質問はありますか。</p>
内山誠委員	<p>1つ質問させてください。指導要録の紛失についてです。これだけの学校で、これだけのことが起こってしまったことへの再発防止というようにうたわれているのですが、やはり再発防止の一番のポイントは、これだけ同じことが起こっているのであれば、管理に関するウィークポイントが必ずあるはずで、そこをきちんと見極めて、再発防止を掛けるのが鉄則だと思います。その辺はどのようになっているのかを教えてください。</p>
教育人事企画課長	<p>再発防止策については、今、個々の状況を確認しています。ある学校については、背表紙と中身が違ったものが保存されていて、その背表紙に合わせて廃棄してしまったという年度の間違いがありました。あとは、実際に指導要録の電子化、電子で作成しているものを紙で打ち出して保存して</p>

	<p>いるのですけれども、紙に打ち出さずにシステムが更新してしまって、データ自体がなくなってしまったものもあります。また、実際に記入しなければいけない項目が空欄のままであったものなど、様々な原因があります。そういった様々な原因についてしっかりと見極めた上で、まずは各学校の管理体制を改善していきます。今回の一番の原因は、金庫にきちんと保管されているのですけれども、やはり紙での保存と考えています。これをデータ化することによって、より管理しやすくなったり、先ほどのような原因が改善できないかというところも今検討しています。まずは学校での管理の仕方、管理の方法を改善して、こういったことが起きないように、しっかりと見直していきたいと考えております。</p>
会長	ほかに御質問はありますか。
小池めぐみ委員	<p>私からも、区立子供園及び区立学校の指導要録の紛失についてお聞きしたいと思います。今の御質問で、原因について少し詳しい状況が明らかになりました。管理している状況というのは、各学校の金庫、鍵が掛かる所に全校で保管しているということでしたが、紛失が発覚した園や学校では、どういう管理が行われていたために紛失してしまったのかという、共通している状況というのはあるのでしょうか。</p>
済美教育センター統括指導主事	<p>今、教育人事企画課長から何点かお話をさせていただきましたが、その中で、今、確実に分かっているのが誤廃棄、誤って廃棄したということです。先ほども申し上げましたが、20年間保存しなければならない様式と、5年間保存しなければならない様式と2種類あります。20年間保存しなければならないものを、誤って5年間保存が終わったと判断して廃棄してしまった学校があるのは確認できております。その他の申し上げた幾つかの原因については、現在も学校のほうで確認しているところです。</p>
教育人事企画課長	<p>加えて、教務主任など、学校の管理をする担当の方がいらっしゃるのですけれども、単独で、1人でやっているところも原因の1つかと思っています。ダブルチェックなり、最終的に校長が確認をして、保存なり廃棄をするということになっているのですけれども、そういったことを怠っていた部分も原因の1つかと考えています。</p>
小池めぐみ委員	<p>20年を5年というところだと、平成30年度の様式を廃棄したのが5校ありますが、それも5年ということで、令和5年ですから、まだ保存期間中ですよ。かなり新しいものも廃棄されていると思うのですけれども、どうでしょうか。</p>
済美教育センター統括指導主事	<p>学校によっては、そうした勘違いで20年のものを廃棄した学校もあります。あとは、廃棄する際に、本来であれば5年間ですけれども、その保存年限、廃棄すべきものを誤って1年間早く廃棄したという学校もあります。</p>
小池めぐみ委員	<p>先ほど管理者についてもお話がりましたが、学校によって管理責任者の人数などがきちんとしていたのか、校長なのか、副校長なのか、学年主任なのか、それともほかの役職の方なのかというのは、共通したルールが</p>

	ないような状態だったということでしょうか。
教育人事企画課長	データの保存の確認と廃棄の確認というのは、最終的には校長が行うところが共通しています。ただ、担当が実際に廃棄する部分と確認を怠っていた部分があるのかと思っています。
小池めぐみ委員	マイナンバーカードについてもお伺いいたします。9月末まで、情報管理課の皆さんで協力していただいて、9月末の駆け込みで、2階もかなり多くの人数が並んでいらっしやったところも見ました。お疲れさまでした。そして、今もまだ7階のほうで支援窓口を設置していただいているということですが、そこに移ってから、相談にはどのようなものがあるのか、大体どれぐらいの人数がいらっしやっているかもお聞きしたいです。
情報管理課長	現在、窓口に来庁されている方の数としては、10月に入ってから1日5名前後です。来庁される目的としては、健康保険証あるいは公金受取口座の紐づけの設定をしたいけれども、自分では端末がないとか何か不安だという方がいらっしやっています。
小池めぐみ委員	ありがとうございます。区の現在のマイナンバーカードの交付数と割合も、最新のものを教えていただければと思います。
情報管理課長	9月末時点での数値になりますけれども、交付枚数で言うと42万4,779枚です。割合としては、74.4%となっております。
小池めぐみ委員	ちなみに、マイナ保険証のパーセンテージというのは、国保年金課でないとは分からないですか。
情報管理課長	<p>マイナ保険証に紐づけた方の数ですが、こちらの数については、恐らく国保年金課の担当部署でも把握してないと思います。この数は国のデジタル庁が所掌しているのですけれども、その具体的な数値というのが自治体には特に下りてきてないということもあり、我々も特段把握できないというところがあります。</p> <p>ただ、参考になるかどうかは分からないのですが、この間のマイナポイントの受付と併せて、健康保険証との紐づけ、公金受取口座との紐づけをする方が多いわけですから、マイナポイントの受付をされた方のほとんどの方は、恐らく健康保険証の紐づけも一緒にやっているだろうと。そうしたときに、これはあくまでも国が言っている数値ではありますが、マイナンバーカードを持っている7割ぐらいの方が、マイナポイントの受付をしたというように聞いています。ですので、そこからの推測にはなってしまいますけれども、先ほど約42万枚と申しましたが、その7割程度の数ではないかと、推測されます。</p>
小池めぐみ委員	国のほうでは、来年秋のマイナンバーカードと保険証の一体化、保険証の廃止を言っているような状態です。杉並区では、本当に皆様の御努力によって、トラブルが発生していませんけれども、他の自治体では、かなりの誤情報、誤紐づけや読取りの不具合というトラブルが起きていることから、世論調査等ではマイナ保険証の延期や中止を求める声が多いという

	<p>のは、皆さんも御存じのことかと思えます。これから、マイナ保険証を発行したくない方やできない方、しづらい方に対して資格確認書を発行すると言っていますけれども、国のほうから自治体に下りてきている情報や指示は何かあるのでしょうか。これは申請なしで交付すると言っていますが、国の責任ではなく、保険者の判断で交付するという形になると思うので、杉並区としてどういうようにしていくのか、現時点で分かっていることがあればお聞かせください。</p>
情報管理課長	<p>今お尋ねのあった国民健康保険証とマイナンバーカードとの関係で、資格保険証の話もありました。直接の所管ではありませんけれども、今把握していることとしては、恐らくこれは所管も同様かと思えますが、国保のスケジュールとして、来年度当初で廃止と言っています。ただ、この間も、国のほうもスケジュール感がいろいろ変わったり、資格書についても猶予期間を設定するという話もあり、今の時点で確定的なものは下りてきてないという状況です。</p>
小池めぐみ委員	<p>マイナンバーカードに関しての区民対応をする関係所管というのは、全部で幾つあって、どこの課がどういう業務を担当しているのか教えてください。</p>
情報管理課長	<p>まず、マイナンバーカードの申請あるいは交付については、区で言うと区民課が担当しています。あと、マイナンバー制度という制度全体については、情報管理課のほうで所掌しているという状況です。</p>
小池めぐみ委員	<p>マイナ保険証は国保年金課ですか。</p>
情報管理課長	<p>マイナ保険証については、紐づけなどという話になってくると、現在は情報管理課のほうで対応していますが、マイナ保険証のどこまでが国保年金課が所掌になるかというのは、なかなか見えないところがあります。ただ、少なくとも資格書の発行については、国保年金課が所掌する予定となっています。</p>
小池めぐみ委員	<p>マイナ保険証について、国からの情報もまだ詳しいことが決まっていなかったり、下りてきていなかったりということもあるかと思うのですけれども、やはりこれだけ窓口が分散していたり、区民にとっては分かりにくい状況もあります。職員の皆さんも、分散していることによって、効率が悪くなる面もあるかと思えます。きちんと決まった時点で情報を精査し、窓口業務を整理することで、皆さんの業務や区民の皆さんの利便性も図られるのではないかと思います。各課に来ている相談内容というのは、今はばらばらの状況と思うので、今後に備えて、マイナンバーカード若しくは保険証との一体化に関しての相談が来たときには、窓口で内容を保管し、蓄積しておくことが必要ではないかと私は思っています。是非、そういったことを国保年金課とも連携をしてやっていただければと思います。</p>
情報管理課長	<p>今、委員に御指摘いただいたとおり、確かに現状では、カードの交付の担当と制度を所掌する担当、あるいは国保のほうで言えば、資格書の担当</p>

	<p>と分かれているというところで、確かに区民の方にとってみたら、よく分からないというのはあるかもしれません。そこは我々のほうも、案内や説明の仕方は丁寧に分かりやすくしていく必要があると思っております。</p> <p>今後、国のほうでマイナンバーをどうのように進めたいと思っているのかということに若干左右されるところもありますけれども、我々の組織体制の在り方も今後考えていく必要があると、もちろん考えております。また、今お話いただいた、国保等も含めて区民からの御相談については、国保のほうでもしっかりと答えていると思えますし、我々のほうでもお答えしています。ただ、どこでどういう問合せがあったのかということは、マイナンバーが関係する所管ということで、これまでも連携してきているところではありますが、今の御意見も踏まえ、今後はより一層連携を深めていきたいと考えております。</p>
会長	ほかに御質問がある方は挙手をお願いします。
曾山恵理子委員	<p>2点、御質問させていただきます。指導要録の紛失についてのところと、メール送信時のあて先の誤設定についてのところです。</p> <p>1点目の指導要録の紛失についてですが、9月6日に区立小学校から報告があつて、その後、対象者への謝罪と説明が10月10日と1か月空いていることが気になりました。9月6日に報告があつたのであれば、当該校においては即座に謝罪と説明があつたのではないかなと思ったのですが、10月10日まで保留されてしまったということなのでしょうか。</p> <p>2点目のメール送信時のあて先誤設定についてですが、概要の所に、10月6日の午後5時6分に送信があつたということで、もしかしたら職員の方はすごく急いで早く送らなきゃいけないなど、そういう気持ちが急いでしまったところもあるのではないかなと思いました。個人の意識に頼るといことは、どうしてもヒューマンエラーが起こりがちだと思います。どうにか仕組み化する方法を、もしかしたらもう検討されているのではないかと思います。誤送信の防止機能のあるツールなどを導入する必要があるのではないかと思ったりもしたので、もし将来的にそういったことを御検討されているということであれば、是非教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
済美教育センター統括指導主事	1点目の御質問については、当該の学校からこの一報が入った後、まず単純にその時点で紛失ということではなく、当該の学校で徹底的に捜索を行い、そこに加えて、その時点で行動を起こすのではなく、全校調査を実施しまして、そちらについても十分確認をした上で10月を迎えたという経緯になっております。
情報システム担当課長	2点目のメールの誤送信の件は、おっしゃるとおり、やはり人的な部分というのは限界があると思います。今回の件を受けまして、我々のほうで使っている職員のパソコンから送信して誤送信が発生しているということなので、我々が職員用のパソコンは管理をしていますから、何かしらの仕組み、例えば、外部へメールを送るときにはポップアップを出して、そこ

	で注意を促すなど、そういった機能をカスタマイズできないかといったことを、検討していきたいと思っております。
会長	ほかに質問はありますか。
安田マリ委員	今、曾山委員から御質問があった件に関連しまして、ヒューマンエラーという意味では、学校の教職員の皆様は本当にお忙しくて、教務主任の方がこういう事務的な作業を担うといっても、担任も兼務しながらということもあるのでしょうかね。そういう意味で、やはりシステムとして教務主任の負担を減らす、あるいは専門の事務だけを担う方を配置するなど、そういった検討はなされないものなのでしょうか。
教育人事企画課長	教務主任の代わりにするということは、なかなか難しいと思いますが、今、教員の負担軽減ということで、まず、副校長の負担を減らすために副校長校務支援員を14校ほど入れています。これは、新しく副校長に昇任した学校を中心に入れています。そして、全校に、スクールサポートスタッフという、教員の負担軽減を図るために様々な事務を行えるようなスタッフを入れていることで、多少なりとは負担軽減はできます。やはり、先ほど申し上げたように、代わりにするということはなかなか難しいですが、そういったスタッフが一部の業務を担うことで、少しでも教員の負担を軽減していければと考えております。
会長	ほかに御質問はありますか。
奥山たえこ委員	<p>マイナンバーカードの交付についてです。今のところは1日5名ぐらいと大分減ったわけですがけれども、書かれている紙によりますと、今後も健康保険証などの設定等に関する相談があるだろうということです。そのときに、どのような説明をしているかを知りたいのです。</p> <p>例えば、誤送信がいっぱいあったときには、こんなもの怖くて持てないということで、マイナンバーカードを返納するという人が、人数は多くはありませんがありましたよね。そのときに重要なことは、マイナンバーカードを返すと、もう全てがチャラになると、お考えの方が結構多いわけです。先ほど、カードや健康保険証と兼ねるようにした方は7割ぐらいでしたよね。それについては、利用登録は今現在は自分では解除ができないわけで、どうやら、しかるべき所へ行くと手作業でできるらしいのですが、今、個人ができるような仕組みになっていない。国のほうは、今年の8月の時点で、これからそういう仕組みを作りますと言っていますから、そういうこともきちんと御説明しているのかどうかということ。</p> <p>それから、もう1つあります。電子証明書については、自分でオンラインで解除ができるらしいのですが、そういったことについても、説明するのはとても大変なので、いらしたときに、ここで一緒にやりましょうかというようなことをやったほうがいいのかもかもしれません。人数が減ってきたところでもありますから、そういったことも御説明するか、若しくは、少なくとも紙ぐらいに書いておいて、こういうことがありますよ、もし必要でしたらこちらでも御説明しますぐらいのことは、少しお手間ですが、や</p>

	<p>っていただけたらと思いますが、どのようになっているのでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>我々でいうと、窓口支援の際、又は来庁前のお問合せもあります。単純にポイントの申請であれば、役所のどこへ行けばいいですかという話もございますし、あるいは、そもそもポイントとは何ですかであったり、マイナンバーカードは何ができるのかから始まり、その紐づけというのは必ずやらなければいけないのですか、あるいは、公金受取口座を必ず設定しなければいけないのですかというようなどころから始まる御相談も相当数ございます。</p> <p>マイナポイントで言えば、紐づけも関連しますが、それは義務ではないですから、当然そこは本人の自由意思によるところではございますし、希望する方には丁寧に御説明しますし、まだ少し迷っている方については、マイナンバー制度について一通り御説明します。もちろん多少お時間は掛かってしまいますが、そこは最終的には御自身で判断をしていただきたいので、丁寧に対応をしています。</p> <p>また、返納のときの話については、区民課が所管部署になっていますが、区民課からは、マイナンバーカードはこの間のトラブルがきっかけで返納されている方が多い時期がありました。マイナンバー自体は皆さんに付与されているものであるということと、あとは、マイナポータルが使えなくなるといったことの御説明は一通りさせていただいた上で、返納届を受け付けていると聞いておりますので、今も丁寧に対応させていただいていると認識しております。これからもまた制度もいろいろと変わってくるので、我々もそれに応じて情報をアップデートしなければいけないと思いますし、それに応じて丁寧な対応というのは引き続き続けていきたいと考えております。</p>
奥山たえこ委員	<p>先程、マイナンバーカードに関する窓口対応を丁寧に対応してくださいと言っておいて申し訳ないのですけれども、それを口頭でやっていたら大変ですよ。マイナンバー制度はすごく難しく、私も分からないことがたくさんあります。そもそも自分がカードを持っていないから分からないのだけれども。FAQのようなものが杉並区にあるのかどうか分からないし、若しくは、そのようなものは、それこそデジタル庁が用意すべきだと思いますが、なるべくその方の疑問点にピンポイントで回答できるように、そもそもマイナンバーとは何かということからやっていたら日が暮れるような気がするので、なるべく省力化して職員の人にも休めますようにと思います。</p>
会長	<p>ほかに質問はありますか。では、ここから御意見に切り替えませう。御意見があれば挙手をお願いします。</p>
曾山恵理子委員	<p>先ほど御質問のときにお話させていただいた1か月空いてしまったという件なのですが、可能であれば、分かったときには是非お知らせを頂いて、もし見付かったということになったら、その時点でまた御連絡を頂ければ、非常に保護者も安心するものだと思いますので、まず判明したときにすぐ</p>

	に当該校の所には御連絡いただけたらよかったですなと思いました。是非そちらは善処いただきたいと思います。
会長	<p>ほかに御意見はありますでしょうか。先ほど曾山委員と安田委員からありました、誤送信に関しては、やはりダブルチェックで済ますというよりはツールの導入も少し積極的に考えたほうがいいのではないかとこのころは意見として付け加えておいていただければと思います。ダブルチェックで駄目だったらトリプルチェックでと増やしていくしかなくなってしまうので、基本的には何らかのツールの検討をしていただきたいと思います。</p> <p>ツールは民間でも導入することはありますけれども、ツールを使った場合にはそもそも最初からT0という欄がないのでBCCで全部送られるわけです。ただ、一長一短はあって、通常、あて先がもし間違っていたときは、その人にあて先がないというエラーが届きますが、一般的には、ツールを使うと、あて先がないときの返信というのは来なくなってしまいます。</p> <p>このことに対応するサービスはありますけれども、お金が掛かることになります。コスト面も含めて、再発防止を考えていかなければいけないと思います。ただ、いずれにしても2回起きてしまったので、これに関してはダブルチェックでやりますということを繰り返す言うことは、やはり難しいのかなというところで、ツールの導入なども含めて考えていただくといいかなと思います。それを意見として付け加えておきます。</p> <p>1個だけ質問を追加させてください。メールの誤送信のときなのですが、この誤って送信した個人情報、メールアドレスが誤ってT0でみんなに知られてしまうということは当然通常あると思うのですが、この保護者の漢字氏名がなぜメールをT0にしたことで漏れてしまったのかというところだけ質問させてください。</p>
済美教育センター所長	このメールアドレスのリストが、お名前、メールアドレスという形で1つのデータになっておりましたので、今回、お名前も送信してしまいました。
会長	<p>承知しました。では、御質問、御意見がなければ、これで本件は了承といたします。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本日、審議いたしました諮問第2号、諮問第3号につきまして、ここで答申をまいります。これから事務局が答申案文をお配りいたしますので、内容を御確認願います。なお、オンラインにより参加される委員の皆様は画面から御確認ください。今、画面に出ているものです。</p>
(答申案文配布)	
会長	この内容でよろしいでしょうか。
(異議なし)	
会長	では、答申文をデジタル戦略担当部長にお渡しします。
(答申文手交)	
会長	本日の議題は以上となります。最後に事務局から何かありますでしょうか

	か。
情報管理課長	<p>前回の審議会の会議録は本日確定いたしましたので、既に皆様にお送りしている会議録で確定となります。改めての御提供は特段いたしませんので、御理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>続けて、次回の審議会の日程です。次回は令和5年12月19日(火)午後2時から、終了時間は本日と同様、案件数にもよりますが、午後5時を想定しております。場所は今日と同じ、杉並区役所中棟5階第3・第4委員会室の予定です。</p>
会長	<p>それでは、以上で令和5年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。本日は御協力いただきましてありがとうございました。</p>